

住宅リフォーム費用の一部補助(前期)

市民が住宅をリフォームする場合に、その費用の一部を補助します。

申請は着工・着手前に
しましょう！



▼対象(全てに該当)

- ①申請および補助決定前に着工・着手していない
 - ②対象住宅が過去にこの資金補助を受けていない
 - ③市内の施工・設計業者に発注する
 - ④市内の対象住宅に居住している
- ※共同住宅は専有部分のみ、店舗併用住宅については居住部分のみ
- ⑤工事・設計費が税抜き 20 万円以上である
 - ⑥令和 6 年 2 月 29 日までに完了する
 - ⑦市税または市の各種資金貸付制度の滞納がない
 - ⑧市のほかの助成制度による補助対象工事でない
 - ⑨下記の対象工事・設計に該当

▼対象工事・設計

- ・改築工事／住宅の全部または一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事
- ・増築工事／住宅部分の床面積を増加させる工事
- ・修繕・模様替え／屋根や外壁の塗り替え、フローリングや壁紙の張替えなど
- ・設備工事／台所、浴室、洗面所、給湯器、便器など

- ・公共下水道への接続工事／宅内の浄化槽を取りやめ公共下水道へ接続する工事
- ・設計業務／上記の工事を行うための調査・設計業務
- ※単に外構工事やルームエアコンの設置は対象外。
- ※耐震診断・耐震補強工事には、別の補助制度あり。
- ▼補助額
- ・工事および設計費(税抜き)の 5% 相当額(上限 10 万円)
- ※ 1,000 円未満切捨て(予算の範囲内)。
- ▼申込方法
- ・申請書と見積書のコピーを持参の上、窓口へ
- 受付 4 月 26 日(水)、27 日(木) 28 日(金)までの午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- ※郵送不可。
- ※受付期間に予算を超える申込みがあった場合には抽選を行います(先着順ではありません)。
- ※予算に余りが出た場合、上記期間以降も受付を継続します。
- 問合せ 建築指導課 ☎ (43) 1111 内線 572・FAX (43) 1123

住宅用太陽光発電システム設置補助

※交付決定前に着工・着手したものは対象外です。



▼対象(つぎに掲げる全てに該当すること)

- ①市内にある住宅(共同住宅の場合は専有部分)に居住または居住しようとする住宅に、初めて太陽光発電システムを設置する
- ※店舗併用住宅は、住宅部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 以上。
- ② 4 月 1 日以降に工事契約を締結し、令和 6 年 2 月 29 日までに工事が完了する
 - ③市税などの未納がない
 - ④対象住宅および敷地が建築基準法や都市計画法などの関係法令に違反がない
 - ⑤対象工事が、市のほかの助成制度を利用していないこと

▼補助額

太陽光発電システム 1kw あたり 20,000 円(上限 80,000 円)

※太陽電池モジュールの最大出力値。

- ▼申込方法
- ・着工前に申請書と下記添付書類を持参の上、窓口へ
- ※郵送不可。
- 受付 5 月 16 日(火)午前 8 時 30 分から(申込み順)
- 添付書類
- ①工事の内訳が明記されている工事請負契約書または見積書の写し
- ②設置工事着手前の現況写真(撮影日記載のもの)
- ③設置する場所の略図
- ④発電システムの形状、規格などを示すカタログ
- ⑤市税などの未納がないことを証する書類
- ※代理人による提出は可能ですが、交付申請書は必ず申請者(設置者)本人が記入してください。
- 問合せ 環境課 ☎ (48) 0331

レディース検診集団 WEB 先行予約開始

健康増進課 ☎ (42) 8421

4 月 19 日(水)開始

電話予約は 5 月 26 日(金)から開始します。

個別検診については広報さって 5 月号でお知らせします。

※WEB 予約受付は、受診日の 2 週間前までです。

幸手市 各種検診

検索

または QR コードで



会場：ウェルス幸手 検診ホール

検診項目	内容		料金	対象者(女性)	日時	受付時間	申込み
乳がん検診	視触診・マンモグラフィ（乳房X線）	40 歳代 X線撮影 2 方向	1, 500 円	40 歳以上の 偶数年齢	【実施日】 6 月 23 日(金) 7 月 22 日(土) 8 月 30 日(水) 9 月 5 日(火) 10 月 30 日(月) 11 月 16 日(木) 11 月 28 日(火) 12 月 3 日(日)※ 12 月 15 日(金) 令和 6 年 1 月 28 日(日) 2 月 22 日(木) ※ 12 月 3 日は乳がん検診のみ	午後 0 時 30 分～ 2 時	(1)WE B 予約 4 月 19 日(水) 午前 8 時 30 分～ 先行受付開始 (24 時間受付) ※受診日の 2 週間前まで 受付。 (2)電話予約 5 月 26 日(金)から 受付開始 (平日午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分) 健康増進課 ☎ (42) 8421
		50 歳以上 X線撮影 1 方向	1, 300 円				
子宮頸がん 検診	内診・視診・子宮頸部 細胞診		900 円	・20 歳～ 39 歳 ・40 歳以上の 偶数年齢		午後 0 時 30 分～ 2 時 45 分	

※乳がん検診…授乳中の人、過去に豊胸手術など、乳房の手術をした人は、医療機関へ相談し受診してください。

※対象年齢は令和 5 年 4 月 1 日現在。

※検診料金の免除などの詳細については、市ホームページをご覧ください。

幸手市パートナーシップ宣誓制度

人権推進課 ☎ (43) 1111 内線 162

幸手市パートナーシップ宣誓制度とは、相互の協力により継続的な共同生活を行い、または行うことを約束し、互いを人生のパートナーとすることを宣誓されたことを市が尊重し、公に証明するものです。

この制度は、法的効力(婚姻や相続関係など)が生じるものではありませんが、すべての人々の人権や性の多様性を尊重し、精神的な安心感や生きづらさの軽減、社会的な理解の促進を目指して開始します。

○宣誓することができる人(すべての要件を満たす人)

- ・パートナーシップ関係にあること。
- ・双方が成年に達していること。(満 18 歳以上の人)
- ・双方が幸手市民もしくは 1 か月以内に幸手市内への転居を予定していること。
- ・双方に配偶者または、ほかのパートナーシップにある人がいないこと。
- ・宣誓をしようとする者同士が近親者でないこと。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページ

えせ同和行為を
排除しましょう

― 埼葛えせ同和行為対策
強化月間 ―

本市を含む埼葛 12 市町では、毎年 4 月を「埼葛えせ同和行為対策強化月間」と定め、部落差別に対するの正しい理解の妨げとなつてゐる「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

「えせ同和行為」とは

部落差別の解消を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄附金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、部落差別に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、部落差別解消の大きな障害要因となる許されない行為です。

えせ同和行為は

断固拒否しましょう
えせ同和行為の要求に応じ

る必要はありません。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれます。終始、き然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。

部落差別に対する

正しい理解を深めましょう

部落差別とは、被差別部落に「住んでいる」あるいは「生まれた」ということを理由とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるといふ、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。埼葛 12 市町では「部落差別の解消の推進に関する法律」や「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を踏まえ、部落差別に対する正しい理解が図られるよう、人権教育・啓発活動を推進しています。

▼法務省ホームページ

(えせ同和行為を排除するために)



問合せ 人権推進課
☎ (43) 1111 内線 162